川越町訪問介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事　業　所　名	川越町訪問介護ステーション
所　在　地	三重郡川越町豊田一色314　川越町いきいきセンター内
指定事業所番号	居 宅 介 護　2412220028 移 動 支 援　2434461014
管理者及び連絡先	管理者　藤田 仁志 住 所　三重郡川越町豊田一色314 電 話　059－365－0024
サービス提供地域	川越町全域、四日市市(松寺、平町、天力須賀、住吉町、蒔田)

2. 事業所の体制

職　種	内　容　等	人　員
サービス提供責任者 訪 問 介 護 員	ホームヘルパーが訪問し、必要な身体介護と生活援助を行います。	3 8

3. 営業時間

平　日	土 曜 日	日 曜 日	祝　日
7:00～22:00	7:00～22:00	7:00～22:00	7:00～22:00

ただし、年末年始(12/31～1/3まで)は「休業」となります。
休業中の緊急電話:090－9120－9148

4. 利用者負担額等

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上	以後30分 (加算)
	256円	404円	587円	669円	754円	837円	920円	83円
家事援助	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上	以後15分 (加算)	
	106円	153円	197円	239円	275円	310円	35円	
加算	初回加算 200円／月	緊急時対応加算 1回につき100円(月2回まで)	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1ヵ月の所定単位数に43.1%を乗じた額(1円未満四捨五入)					

通院介助	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上	以後30分 (加算)
身体介護を伴う	256円	404円	587円	669円	754円	837円	920円	83円
身体介護を伴わない	106円	197円	275円	1.5時間以上 344円				69円

移動支援	30分以下	30分を超え 1時間以下	時間を超え 1.5時間以下	.5時間を超え 2時間以下	2時間を超え 2.5時間以	.5時間を超え 3時間以下	3時間を超え 3.5時間以	以後30分 (加算)
移動支援区分Ⅰ	191円	302円	436円	501円	566円	632円	697円	66円
移動支援区分Ⅱ (障害支援区分3に該当する者)	移動支援区分Ⅰにおける所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算した単位数							
移動支援区分Ⅲ(障害支援区分4以上に該当する者)	移動支援区分Ⅰにおける所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算した単位数							

・ただし、ヘルパーが同伴することにより生じる旅費等(交通費・入館費・入園費等)の実費は別途ご負担いただきます。
飲食代については、ヘルパーの支払いが1000円(1日3回)を上限とし、上限を超える金額を別途ご負担いただきます。

・やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

・利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい
サービスによりキャンセル料が必要な場合があります。
月曜日から土曜日　8時30分から17時15分
全体窓口（連絡先）（電話）:059－365－0024
日曜日　8時30分から17時15分
（携帯電話）:090－9120－9148

《地域区分》
川越町については、地域区分が7級地となり、訪問介護サービスは1単位10.18円となります。
1ヶ月のサービス利用単位数に10.18円を乗じた額(1円未満切捨て)の1割(1円未満切上げ)
が実際の利用者負担金となります。

5. 相談窓口・苦情対応
サービスに関する相談や苦情については、下記により対応いたします。

対　応　先	連　絡　の　方　法　等
川越町社会福祉協議会	住所:三重郡川越町豊田一色314　いきいきセンター内 電話:059－365－0024 FAX:059－365－2940 責任者:川　上　　亘　康 担当者:山　田　　沙　織 対応時間:月曜日から金曜日までの 8時30分から17時15分まで

下記の機関においても相談や苦情を受け付けています。

対　応　先	連　絡　の　方　法　等
第　三　者　委　員	南川　久美子（川越町在住） 伊藤　博之（菰野町在住） 連絡先につきましては 【相談窓口・苦情対応】川越町社会福祉協議会　担当者へご連絡ください
三重県社会福祉協議会	三重県福祉サービス運営適正化委員会　苦情相談室 電話:059－224－8111 FAX:059－213－1222 対応時間:月曜日から金曜日までの 9時00分から17時00分まで

6. 虐待防止に関する事項
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

7. 衛生管理
事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、又はまん延しないように、措置を講じます。

8. 業務継続計画の策定
事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

9. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　川越町社会福祉協議会
代表者氏名	会　長　　加　藤　志　保　子
事業所の所在地・連絡先	住所:三重郡川越町豊田一色314　いきいきセンター内 電話:059－365－0024 FAX:059－365－2940
法人内が行っている サービス	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

	(4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6)共同募金事業への協力 (7)老人居宅介護等事業の経営 (8)老人福祉センターの経営 (9)老人デイサービス事業の経営 (10)障害福祉サービス事業の経営 (11)移動支援事業の経営 (12)特定相談支援事業の経営 (13)障害児相談支援事業の経営 (14)福祉サービス利用援助事業 (15)ボランティア活動拠点施設運営事業 (16)地域包括支援センター事業 (17)介護予防支援事業 (18)居宅介護支援事業 (19)生活支援体制整備事業 (20)老人ふれあいホームヘルプ事業 (21)老人ふれあいデイサービス事業 (22)ひとり暮らし老人等配食サービス事業 (23)生活困窮者自立相談支援事業 (24)成年後見制度中核機関事業 (25)ことぶき人材センター事業 (26)喫茶あいあい事業 (27)その他法人の目的達成のため必要な事業